

《運営規程》

【 訪問介護 】

【 介護予防訪問介護相当サービス 】

コンサルテ訪問介護事業所

トータルケアライフ株式会社

<事業の目的>

第1条 この規程は、トータルケアライフ株式会社（以下「事業者」という。）が開設する指定訪問介護事業所及び介護予防訪問介護相当サービス「コンサルテ訪問介護事業所」（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業及び介護予防訪問介護相当サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態にある利用者に対し、適正な指定訪問介護、要支援状態にある利用者に対し、適正な介護予防訪問介護相当サービスを提供することを目的とする。

<指定訪問介護、介護予防訪問介護相当サービス運営の方針>

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 指定訪問介護の提供に当たっては、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 3 介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、利用者が可能な限りその居宅において要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防訪問介護相当サービス計画書を作成し、計画に沿って入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護（介護予防）支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅（介護予防）サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 前4項の他、「大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年3月22日大津市条例第15号）」及び「大津市介護予防訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防訪問介護相当サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱」を遵守し、事業を実施するものとする。

<事業所の名称等>

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 コンソルテ訪問介護事業所
- (2) 所在地 滋賀県大津市瀬田四丁目1番3号

<従業者の職種、員数及び職務内容>

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスの利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に関する技術指導、訪問介護計画及び介護予防訪問介護相当サービス計画書の作成を行うとともに、自らも指定訪問介護サービス及び介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たるものとする。
- (3) 訪問介護員（常勤換算で2.5名以上）
訪問介護員は、指定訪問介護サービス及び介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たる。

<営業日及び営業時間>

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供日 年中無休とする。
- (4) サービス提供時間 午前6時から午後10時までとする。
- (5) 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

<指定訪問介護の内容及び利用料等>

第6条

- (1) 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。
 - ① 訪問介護計画の作成
 - ② 身体介護
 - ③ 生活援助

(2) 介護予防訪問介護相当サービスの内容は次のとおりとし、介護予防訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、大津市長が定める基準によるものとし、当該介護予防訪問介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

- ① 介護予防訪問介護相当サービス計画の作成
- ② 身体介護及び生活援助の見守りの援助

2 第7条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- (1) 通常の事業の実施地域を越えて、片道5km未満 250円(片道)
- (2) (1)の範囲を越え、さらに超過距離5km未満毎の追加額 250円(片道)

(参考例) 片道2km超過の場合、250円×2(往復) = 500円となる。

- 3 キャンセル料については、サービス提供日前日の午後5時30分までに利用者及びその家族から連絡があった場合には発生しない。それ以降に連絡があった場合には提供予定サービスの料金(10割相当分)の50%を徴収する(利用者の急な体調不良や疾病によるものは除く)。また、事前の連絡が無く不在等でキャンセルの場合、キャンセル料として提供予定サービスの料金(10割相当分)の全額を徴収する。
- 4 記録等のコピー代については複写1枚につき10円を徴収する。
- 5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族(後見人含む)に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けることとする。

<通常の事業の実施地域>

第7条 通常の事業の実施地域は、大津市のうち瀬田、瀬田南、瀬田東、瀬田北の各学区とする。

<緊急時における対応方法>

第8条 訪問介護員等は、指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスを実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族(後見人含む)、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

<苦情処理>

第9条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に必要な措置を講じるものとする。

<個人情報保護>

第10条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者及び、利用者家族の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族及び、代理人の了解を得るものとする。

<人権擁護・虐待防止>

第11条 事業者は、利用者の人権擁護、虐待防止等の為、責任者を配置する等必要な体制の整備を行うとともに、事業所の従業者に対し、研修の機会を確保しなければならない。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

<非常災害発生時の対応>

第12条 事業者は、災害発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することができる体制を構築するよう努めなければならない。

<暴力団排除>

第13条 事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならない。

2 事業所はその運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

<サービス提供の記録>

第14条 事業者がサービス提供を実施した際には、あらかじめ定めた「訪問介護記録書」等の書面に必要事項を記入する。又、事業者は「訪問介護記録書」等の記録を契約終了後5年間は適正に保管し、利用者又はその代理人の請求に応じて閲覧し、又は利用者又はその代理人の実費負担によりその写しを交付する。

＜その他運営に関する重要事項＞

第15条 事業所は、すべての訪問介護員等の資質向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。
 - 3 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 5 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、トータルケアライフ株式会社代表取締役と事業所の管理者の協議について定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。